

別表 1 (路線バス運行事業者)

補助事業の対象となる者 (第2条関係)	道路運送法第4条の許可により運行する乗合バス事業者 ただし、公営バス、コミュニティバス、観光(貸切)バス、県外高速バスは除く。
支援金の額 (第2条関係)	<p>支援金の額は、下記算式で計算された金額とする。</p> <p><b>【算式】</b>  支援金額：[ア] 対象車両数×7,500円</p> <p>[ア] 対象車両数  対象車両数 = [イ] 車両数 × [ウ] 案分係数</p> <p>[イ] 車両数  兵庫県支援制度（公共交通等事業者燃料油高騰対策一時支援金）に申請した車両数とする。</p> <p>[ウ] 案分係数  按分係数 = 神戸市内の実車走行キロ<sup>※</sup> / 兵庫県内の実車走行キロ<sup>※</sup>  <sup>※</sup>令和5年10月31日時点の実車走行台キロとする。</p> <p>なお、神戸市支援制度（令和5年度 神戸市地域公共交通運行支援）の申請に用いた案分係数とすることもできる。</p> <p><sup>※</sup>申請後、令和6年3月31日までに処分・廃業等により保有する車両が減少し、支援金の算定に使用した車両数を下回る場合には、当該下回った車両数分を返還すること。</p>
交付申請、請求 (第3条関係)	交付申請書兼請求書添付書類 (1) 兵庫県支援制度（公共交通等事業者燃料油高騰対策一時支援金）の交付決定通知書の写し (2) 案分係数根拠資料（別添様式第1号） (3) その他必要と認める書類